

午前 10 時 59 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 それでは早速、協議に入ります。

意見書についてを議題といたします。

まず、事務局より説明願います。

○議事課長 お手元に配付の資料 1 ページをお開けください。

まず 1 の (1) ですが、今回、意見書の提出を求める請願は 1 件で、本会議において、賛成多数で採択となる見込みでございます。続きまして (2) の会派からの意見書案につきましては関係する議案、これは議案第 2 号でございますけれども、本会議において賛成多数で可決される見込みでございます。

以上です。

○委員長 ただいまの説明のとおりでございますが、(1) については全会一致で採択となりませんので、意見書を提出しないことといたします。また (2) についても関係する議案第 2 号が可決される見込みですので、提出しないことといたします。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付の資料 2 ページのとおり、この 3 項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

〔議事課長説明〕

○委員長 ただいまの説明のとおり、本日の会議を進めますので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、平成 26 年第 1 回定例会についてを議題といたします。

招集について、副市長より説明願います。

○副市長 平成 26 年第 1 回定例会につきましては、会期を繰り上げ 2 月 21 日に招集する予定です。よろしく願いいたします。

○委員長 次に、平成 26 年第 1 回定例会の会期日程案について、議長より説明願います。

○議長 平成 26 年第 1 回定例会につきましては、ただいま副市長から説明がありましたとおり 2 月 21 日金曜日に招集が予定されております。

会期はお手元の資料 4 ページのとおり、2 月 21 日から 3 月 17 日までの 25 日間と

する案を御用意させていただきました。

このような日程案になりますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長 会期日程についてはいかがいたしましょうか。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次期定例会の会期は、2月21日から3月17日までの25日間と決しました。

なお、次回の議会運営委員会でございますが、2月14日の開催となります。よりしくお願ひいたします。14日です。招集日の1週間前です。

○委員長 次に、申し入れについてを議題といたします。

まず、議長から発言がございます。

○議長 前回の議運で、新世柏さんから申し入れのありました件について御協議いただいた際に、末永委員から議場で掲示する資料の提出に関して「事務局はみんな執行部とつながっている。資料は執行部へ事前に流している」と、とれるような発言がございました。この発言についてほかの会派の方から、前回それを否定するような発言もなかったもので、事務局は本当にそういうことをしているのではないかというお話しがありました。事務局職員及び過去に在籍した職員に確認をいたしました。現時点ではそのような事実は確認されておりません。もし、執行部に情報が流れたなど具体的にあるようでしたら、私まで申し出ただけであればと思います。また、事務局へは引き続き厳正な事務の執行を行うよう申し伝えましたので、よろしくお願ひいたします。

また、前回、資料掲示につきまして議長が検閲しているとの発言がございましたが、これは資料12ページに記載のとおり、会議規則第150条により資料配布は議長の許可となっております。プロジェクターによる資料掲示は資料の配布にかわるものとして、議長の許可で行っているものです。

なお、会議規則上は議長の許可ですが、議長が恣意的に行うのではなく、平成22年11月11日の議会運営委員会に諮り、ルールを決めていただいた上で運用しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、前回の議運で平野委員からお話のありました、写真掲示を不許可とした件ですが、資料12ページの先例549、(3)の「キ」にありますように、著作権等の確認は資料の使用者本人が行うことになっております。

過去の事例では、空き家の写真について、所有者の許可をとっていないとの話があり、トラブルのもととなる可能性があったため不許可となった事例がございます。また、建物火災の写真を掲示したいとの申し出があった際、質問の内容が狭隘道路についてであり、燃え盛る建物の写真は直接関係なく、また、所有者の許可もとっていないとの話しであったため、当事者の方の心情にも配慮して不許可としております。

なお、道路や交差点の改良について質問するため、道路の写真を掲示した際、若干

建築物等が写っている場合などがございますが、こういった場合については所有者の許可をとってなくても掲示を許可しております。

私からは以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、前回各会派に持ち帰っていただいておりますので、まず議員活動の制約について、1点目ですね。議員の発言についてということで各会派の御意見をお伺いしたいと思います。

柏清風さん。

○山田 結論から言いますと、あくまでもこれは自己責任の状態になるだろうということなんですけども、そのプロセスについてはまだまだ全体が意思統一できているわけではありません。ただ過去のいろんな、このことについては協議されたこともありまして、そういうことに関してひとつ、議場での発言は議員のしかるべき責任の上で発言しているわけで、あくまでも議員のその辺は責任で処理すべきだと。そういうことでございます。

○委員長 前回、申し合わせや先例を変えたらいかかがという御意見もあったんですが、今のは現状のままでということが柏清風さんの御意見ということですよ。

次、公明党さんお願いします。

○林 趣旨の意味はわからないこともないのですが、ただ今までのやり方が一番問題なくという表現は変かかもしれませんけども、一般的な形で進んでいるので、今までどおりが一番いい。ベストとは言えないまでもベターじゃないかと思います。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 現在のまま運用されることでいいと思います。ただ問題が起きたときにはその都度全体で考えていくという、新たなことが起こる可能性はありますので、今までの運用でいいと思いますが、問題があったときはその都度協議をしていくということで合意形成を図っていくというふうに考えます。

○委員長 新世柏さんは提案者ですので、護憲市民会議さん。

○末永 基本的にね、議員が利害のあるものについては発言をしないのが普通ですよ。例えば福祉関係をやっている人が福祉の関連は言わない。建設関係の人は建設関係については言わない。その他の、例えば町会長やって、補助金の問題、よこせとか言うのもそれも言わない。そういう関連利害のあることについては質問あるいはそういうことしないのが議員のルールですよ。我々は法律に従ってないから云々はもちろんのことなんですけども、やっぱり道義的責任というのは市民から見られていかなものかと思われた場合は、これは疑わしいことになる。疑わしいことは罰しないという法律あるけども、政治家の場合は疑わしい場合は罰せられるわけですね。あの猪瀬知事が今回5,000万円もらって、移動したとか何とかで、辞職して市民団体から警察庁にされたんで捜査が入ったと今日のテレビでも言ってましたけども。それと同じように我々はちょっとしたことで市民から見たら疑わしいと、あるいは利害関係があるんじゃないかと言われることについては、やってはならないことなんです。それをただ1年生議員の皆さん分からないから、ついやっちゃうということがあ

れないけども、そういうことが各会派でやっぱり議論されないでこのままきているために、この間ずっと何回か指摘しているにもかかわらず、また質問通告がされる。それで質問をする。逆に開き直るといふ状況が起きているわけですね。そういうことが起きたので今回の議運で市村議員から申し入れがあったわけです、正式に、おかしいと言ふことですね。だからこのことを踏まえて私は全国あちこちに議員の倫理条例があるように、もう少し各会派で出ているけども、議会においてのそういう問題について、時間をかけて議論をして、倫理条例をつくるのがいいのかどうかわかりませんが、そういうものについて申し合わせとかいろんなものを見直しする。そして平成 22 年の 11 月 11 日に定めてると言ってますけども、これもある意味では試行的にやっていたことであるので、このときですね、申し合わせしたことも含めて、僕は見直しをすべきだと思います。

○委員長 とりあえず……。

○末永 一緒に言っちゃったんだけどね。関連性があるから。

○委員長 わかりました。柏愛倶楽部さん。

○永野 うちとしましては現状のままで基本的にはよろしいかと思ひます。先ほども話し出しましたけども、何かそろそろ問題がありましたらその都度協議するとか、そういうようなスタンスでよろしいかと思ひます。

○委員長 市民サイドさん。

○宮田 議員自身が所属する団体の質問についてですけれども、私が質問する場合もあるんですけども、私は役員も何にもなっていないんですけども、子供が福祉作業所に行つて、そこに補助金が出されている。そういうことに対して質問をすることがあります。だけど現状をよく知っている人間がそこで起きている問題とか課題とか解決されなければならない問題、1つ言えば働いている職員の態度があまりにも悪いみたいなこともあるわけですね。ですからこういう団体に所属している人というのはやっぱりその問題点をすごくよくわかっているわけですから、補助金とかそういうことの問題ではなくて、柏市の施策については、このいただいた表では黒三角になってグレーになっているんですけども、そこは発言すべきではないかというのが私たち会派の意見で、それを制約するようなことはおかしいんじゃないかと、そういうふうになりました。以上です。

○委員長 未来会議柏さん。

○海老原 現状のまま運用されるべきだと思ひています。正直申し上げてうちの会派の議員さんも、まだきちんと理解していない部分もあつて、そういつてことが出てきてしまっている部分があると思うんですけども、その都度ですね協議をして問題がないように行つていきたいと思ひます。今、市民サイドさんがおっしゃられたことも、もつともであると思うんですけども、そこはやはり議員の責任において支障のない範囲で発言の内容を十分に慎重に行つていくべきだと思ひます。疑わしいことも含めて自粛していくというふうに思ひます。

○委員長 ありがとうございます。政和会さん。

○坂巻 先ほどね、1期と言うけど議員になった時点で同じなんだよね。1期とか2期とか私は関係ないと思います。1期生だろうが何期生だろうがそれは議員としての資格ですから、それはなんら問題はないと思うんですね。1期だからとか2期だからとか。そうじゃなくてその発言に問題があったと思った瞬間に議事進行でも何でもかければ、私はいいと思うんですよ。それで私は十分だと思います。そうしないと通告しただけでは中身まではチェックできないと思うんだよね。あえてそういうことはする必要はないと思う。だから当然その時点で、やればいいんじゃないですか。そのほうがみんなわかるし。

○委員長 ありがとうございます。それでは意見は一致しませんでした。ということで特に取り決めをこの場でいたすことはしませんが、今いろいろ御意見もありましたし、各会派、きょうは無所属の内田議員もいらっしゃっていますが、また今期数はその話もありましたが、やはり柏市議会でたくさん経験されている先輩の議員さんたくさんいらっしゃいますので、そこら辺はまた個別でといたしますか、思い当たること等があったら、お話しをしていただくという形に加えて、あと本日配りました資料を配付いたしますので、そのあたりを御留意いただいた上で御発言いただきたいということで、よろしくをお願いします。

次に2点目のプロジェクターの使用方法についてでございますが、これも各会派の御意見を伺いたいと思います。柏清風さん。

○山田 これはこのとおりに、今の状況でお願いします。

○委員長 公明党さん。

○林 結論で言えば、今のやり方を踏襲すべきだというふうに思います。さまざまな意見があることは承知しておりますが、やはりある程度事前に出していくべきだと思います。

○委員長 ありがとうございます。日本共産党さん。

○渡部 明らかに著作権にかかわることとかそういうのは、常識の範囲というかきちんと議長に申請した時点で話し合いで解決すべきものだと思います。ただなるべく狭める方向ではなく、私も1度経験しましたがけれども、土地を示したいときにどうしても住宅が写ってしまう。それは許可になりましたけれども、なるべく範囲を狭めるのではなく、活用されるべきだと思います。ただ導入されてどこかで運用について改めて話し合う時期があってもいいんじゃないかなと思っています。10枚という制限についても、確かにプレゼンテーションではないと言っても、もうちょっと使いたい場合もあるかと思っていますので、こういう制限については私は今後検討していただいて、制限をなくして、程度というんでしょうか、常識の範囲内というのか、なるべく拡大して十分に機能が使えるようにしていくべきではないかなと思っています。ですからどこかで、これはプロジェクターだけの話しではないんですけども、議会改革については常に新たな改革というのが必要だと思いますので、そういう場所というのをぜひ設定していただければなと思います。

○委員長 ありがとうございます。新世柏さんは（「この件でいいですか」と呼

ぶ者あり) どうぞ。

○平野 追加で言いますと、資料という著作権が明確なものについては許可を求め
るなり、あるいはそれを明示していくなり、それは当然のことだと思いますけども、
特に今問題になっているのは写真なんですけども、写真については著作権と言われれ
ば、写真を撮った人に、写真そのものの著作権は撮影者にあるわけなんですけど、そ
の対象になっているものというのは、世の中に所有権のないものなんかないわけです
から、誰かが所有しているわけで、その所有者から許可を得ることはまず不可能なこ
とで、写真についてはそれを提示する議員の責任であるということ取り扱うべきだ
と思います。あえて見せたくないから隠しているものを、例えば堀越しにですね中の
ものを撮影して皆さんに見せるとか、そういうことはそれは違法行為として当然罰せ
られることもあり得るだろうと思うんですけども。だから常識の範囲内でその議員の
責任で出すということによろしいんじゃないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。新世柏さんは提案者ですので、護憲市民会議
さん。

○末永 先ほど言ったとおりに見直しするべきです。それでこの部分ね、事務局から
これを消してください、これを訂正してくださいとあるわけですよ。議長まで行く前
にきているんだと私は思うんですそれは。例えば学校給食のですね、過去に出したこ
とありますけども、学校給食の会社名、共営している名前載っている場合、それもだ
めと言うんでしょ。それは公文書で出ているやつですよ。それらについては私は出
してもいいと思うんですよ。そのことに何の弊害があるのか、それを出すことによっ
て。そのことがあるとすれば、出した議員に責任があるんじゃないかと私は思うん
ですよ。だから企業の名前とかそういうのは出しちゃだめだということを細かく2月1
1日に決めたんですかね。ここには載っていないけども。だから細かく決めたことを
どこまで、どういうことと参考例を出してもらいたいんです。これだめですあれだめ
ですって言いますよね事務局は。言われたことありません皆さん。だからそんなこと
言わずにですね、僕らは警察当局じゃないから証拠書類を出しているわけじゃない。
道義的責任を含めて政治的な問題として指摘するわけだから。それは公になっている
有限会社や株式会社や企業名については出してもいいんじゃないかと思うんですよ。
正確な情報であるならば。ここが入札しているよというのはね。小規模の入札をこ
ういうふうにやっているよと出しても全部消してくださいと、企業のやつを全部消され
るわけですよ。それ議長がいちいち消せって言うてるんですかそれは。先ほどいや
そんなことしていない、検閲していない議長の許可においてと言うけど。議長に行く
前に事務局が来てこれ消しなさいと言ってくるんだと思う。そうじゃなくて本当に議
長が見た上で消せと言っているのか。そうすれば議長がこういうふうにとってくれ
ないと、なぜ消さなきゃいけないのか。そういうふうに言ってくれなきゃだめですよ
ね。小規模入札の件で私追及したときも全部企業名を全部、同じ企業がいくつもやっ
ているぞと、ここばかりやっているぞというやつを証拠で出したとき消しましたよね。
だからそういうものについてどこまで制限するのか、ぜひそこのところ明らかにして

ください。もしこういうふうにするんだったら。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○永野 基本的にはですね、今のままでよろしいかと思うんですけど、枚数とか肖像権等に関してですね、自己責任というかそういうところもあると思いますので、その都度と申しますか、協議を今後も重ねる必要もあるかと思っています。

○委員長 市民サイドさん。

○宮田 私たちもよく書画カメラで写真を使うことがあるんで、私の場合は道路のことで自分の車を写した時にナンバーを消すようにということで消して、あとは幼稚園の風景を出したんでその幼稚園の許可をもらうようにと指摘されたことがあって、それは両方ともオッケーだったんですけども、ちょっとうっかりすることもあるんで、チェックは必要かなと思うんです。だからだめな理由をきちっと弊害があるという理由をはっきり示してもらって、それが納得できればそれでいいし、それがどうしても平行線でお互い納得できなかつたら、その都度話し合えばいいのかなと思っています。以上です。

○委員長 未来会議柏さん。

○海老原 やはり一定のルールは必要だと思います。これがあることによって議員も守られている部分もあると思いますので、その都度きちんと議長に申請をして、チェックを受けていただくというのは必要だと思います。

○委員長 政和会さん。

○坂巻 今これ 22 年のやつ見ているんですけども、なんていうか書画に出して、私はやはり末永委員が言ったように、議員が責任をもって出したわけですよ。それとどうしてもそういうものが、ここに書いてある個人の肖像権の侵害とかね、公序良俗に反するとか選挙活動とか。選挙中でなければどこまでが選挙かということか、これ見てちょっと今思ったんだけども。それと資料も 10 枚以内。どうしても 11 枚、12 枚になっちゃうことがあるならば、私は別に 10 枚程度でいいような気がするんだよね。だからその辺もし俺ちょっとどうかなという気がするね。

○委員長 ありがとうございます。原則はこの資料 12 ページの一番上に書いてある会議規則第 150 条の中で、配付の許可は基本的に本会議であれば議長、委員会であれば委員長の許可を得なければならないと会議規則でなっていますので、それを自由に持ち込みとかには基本的にはならないという線がございます。その中で議場のスクリーンは結局配付じゃないということで、議運でここに書いてあるように平成 22 年 11 月 11 日で、配付じゃないけど似たようなものだからということで、先例というかここでみんなで議論したという話でございますので、基本はやはり会議規則第 150 条にあるように、本会議であれば議長、委員会であれば委員長の許可はやはり得なくちゃいかんということがベースになってはいるわけですよ。

○末永 枚数決まっていなくてしょ。

○委員長 それはこっちの 22 年の……。

○坂巻 だから別に出した時点で議長が見て、その中でふさわしくないと思えば、

提出した議員と話し合えばいいことであると思う。10枚何とかって、10枚前後ならあれだけ以内となると10枚超えちゃいけない。どうしても11枚になっちゃう場合もあるかもしれない。この辺は議長との話し合いでやっても私は構わないと思うんだよね。

○末永 だからこれね、言葉を10枚以内じゃなくて10枚程度にしておいて、そこは話し1枚2枚のあれはあっても議長の許可でいいですよとしないと。私もこれ制限されたことあるけど、10枚以内ですと言われたことあるから。だから10枚以内という10枚しか認められませんということでしょう。そういう制限をする必要はないんじゃないか、それはある程度の幅があってもいいんじゃないか、議長が許可するんだったら。事務局が許可しないんだもん今は。

○委員長 事務局はちゃんと議長に相談に行ってますよね。

○事務局長 先ほどから企業名を消したとか確かに事務局からお話しはしましたが、出てきた時点で議長にはこれを議員さんのほうにお話しをして、直接この企業については質問と関係しないので消すというようなことで、お話ししていいですかと、議長には基本的には話しております。それと枚数のことも前回お話し申し上げましたが、22年の論議のときにですね、そもそも一般質問は口のやり取りでやるんだということで、これは補助のものだということで、枚数は10枚以内にしようとか、ここにあるように動画を流すとかはいけないとか、音も出るけど音はだめだとか、そういうルールを決めたということですので、皆さんの話し合いの中で枚数等について御協議いただければ、変更されればそれに従って議長のほうで許可されるかと思います。それと過去の事例として申し上げれば、市長さんが10枚以内でやったときに、答弁じゃなくてプレゼンじゃないかというような指摘が2度ほどございましたので、ですから前回の協議のときもプレゼンにならないようにというところでの枚数制限に至っている。話し合いの結果になったということで、ちょっと補足させていただきます。

○委員長 いずれにしましても意見一致しませんでしたので、従前の申し合わせのとおりといたしますが、もし追加的にというか今いろんな話しがございました。その点は再度議長のほうへ出していただくということでよろしいですかね。そして、その中でまた議論するというので。今は前回の持ち帰り事項の中で各会派の御意見を伺いまして、全会一致になりませんでしたので従前のとおりとさせていただきますが、もし何か御意見がある場合はまた議長のほうにお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会